県内主要事業主団体·業種別団体 代表者 殿

広島労働局長(公印省略)

外 国人労働者の適正な雇用管理等について 「11 月は『外国人労働者問題啓発月間』です。 『守ろう雇用、誰もが活躍 ~外国人雇用はルールを守って適正に~』」

当局の業務運営については、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、今年度は、11 月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、外国人 雇用に係る雇用管理の改善と適正な労働条件の確保等を図るため、「守ろう雇用、誰もが活躍 ~外国人雇用はルールを守って適正に~」を標語に、外国人雇用管理指針や労働法令の遵守 及び雇入れ・離職時の外国人雇用状況届出制度及び労働条件などルールに基づいた適正な外 国人雇用に関する啓発・周知等を集中的に展開しています。(例年 6 月としているところ、今 年度はコロナウイルス感染症の影響で 11 月に実施しています。)

2019 (令和元) 年 10 月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況によれば、県内の外国人雇用事業所は 4,947 事業所、同じく外国人労働者の状況をみると、「技能実習」の 17,154 人を含む外国人労働者数は 36,607 人と増加が続いており、2007 (平成 19) 年の届出義務化以降で、それぞれ過去最高を更新しています。

その一方で、「技能実習」実施機関等において、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払、 さらには、危険や健康障害を防止する措置の未実施など労働基準関係法令の違反事例が存在 しています。

こうした状況下においては、外国人雇用に係る雇用管理改善や労働条件の確保、労働災害 の防止や安全衛生の確保に向けた取組等が更に重要になっています。

また、コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面している外国人労働者へ幅広い情報を提供することも必要になっています。

つきましては、貴団体の傘下事業所等において、就労する外国人労働者の雇用管理の改善、 適正な労働条件の確保及び労働災害防止に係る取組についての周知・啓発等について、特段 の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。 ○「外国人労働者問題啓発月間の実施について」(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_14089.html

## 【資料】

- ○「令和2年度 外国人労働者問題啓発月間」(イメージ)
- ○「外国人雇用はルールを守って適正に」(パンフレット)
- ○「在留資格「特定技能」が創設されました」(受入れ機関向け)(リーフレット)
- ○「不法就労防止にご協力ください」(リーフレット)
- ○「外国人雇用状況届出はインターネットで、いつでも申請できます!」(リーフレット)
- ○「外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか?」(リーフレット)
- ○「外国人向けハローワーク利用チェックリスト(やさしい日本語)」(パンフレット)
- ○パンフレット「生活を支えるための支援のご案内」(パンフレット)
- ○「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」(パンフレット)
- ○「労働条件ハンドブック」(外国人労働者相談コーナー)(パンフレット)
- ○「広島県最低賃金」(広島労働局・労働基準監督署)(リーフレット)
- ○「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。」(都道府県労働局・ 労働基準監督課)(パンフレット)
- ○「見える化で作業の安全を!」(広島労働局労働基準部監督課)(パンフレット)
- ○「お仕事でのケガには、労災保険! ((都道府県労働局・労働基準監督課)(リーフレット)

【発送元】

広島労働局職業安定部職業対策課 雇用支援係 (外国人雇用対策担当)

〒730-0013

広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル4F TEL:082-502-7832